

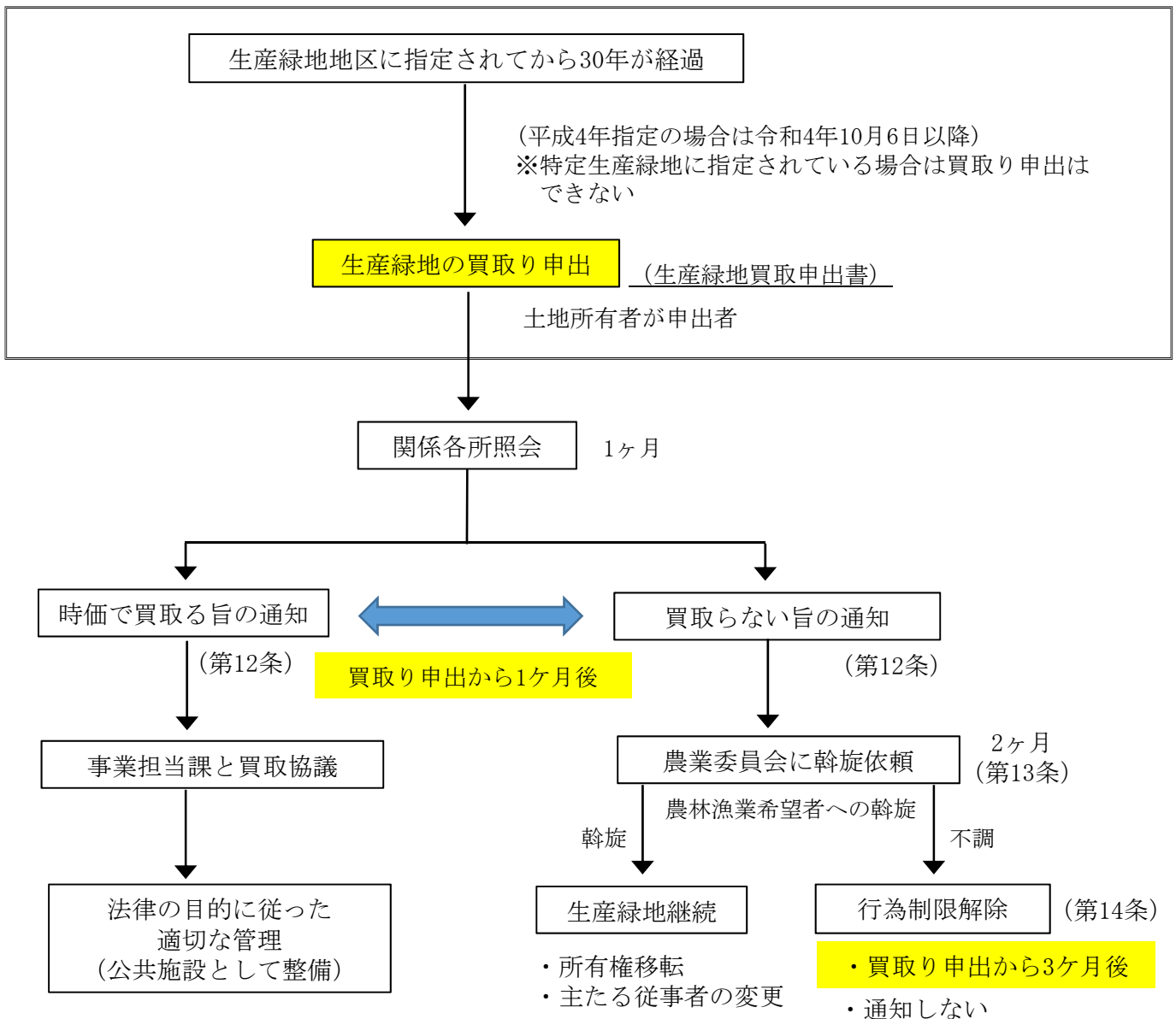
◎生産緑地地区の買取り申出（生産緑地法第10条）の流れ

【買取り申出ができる要件】（第10条）

- ① 生産緑地地区に指定されてから**30年を経過**する場合（特定生産緑地に指定されている土地を除く）
- ② 農林漁業の**主たる従事者が死亡**したり、農林漁業に**従事することを不可能にさせる故障**を有することとなった場合（特定生産緑地に指定されている土地を含む）

【買取り申出ができる要件】

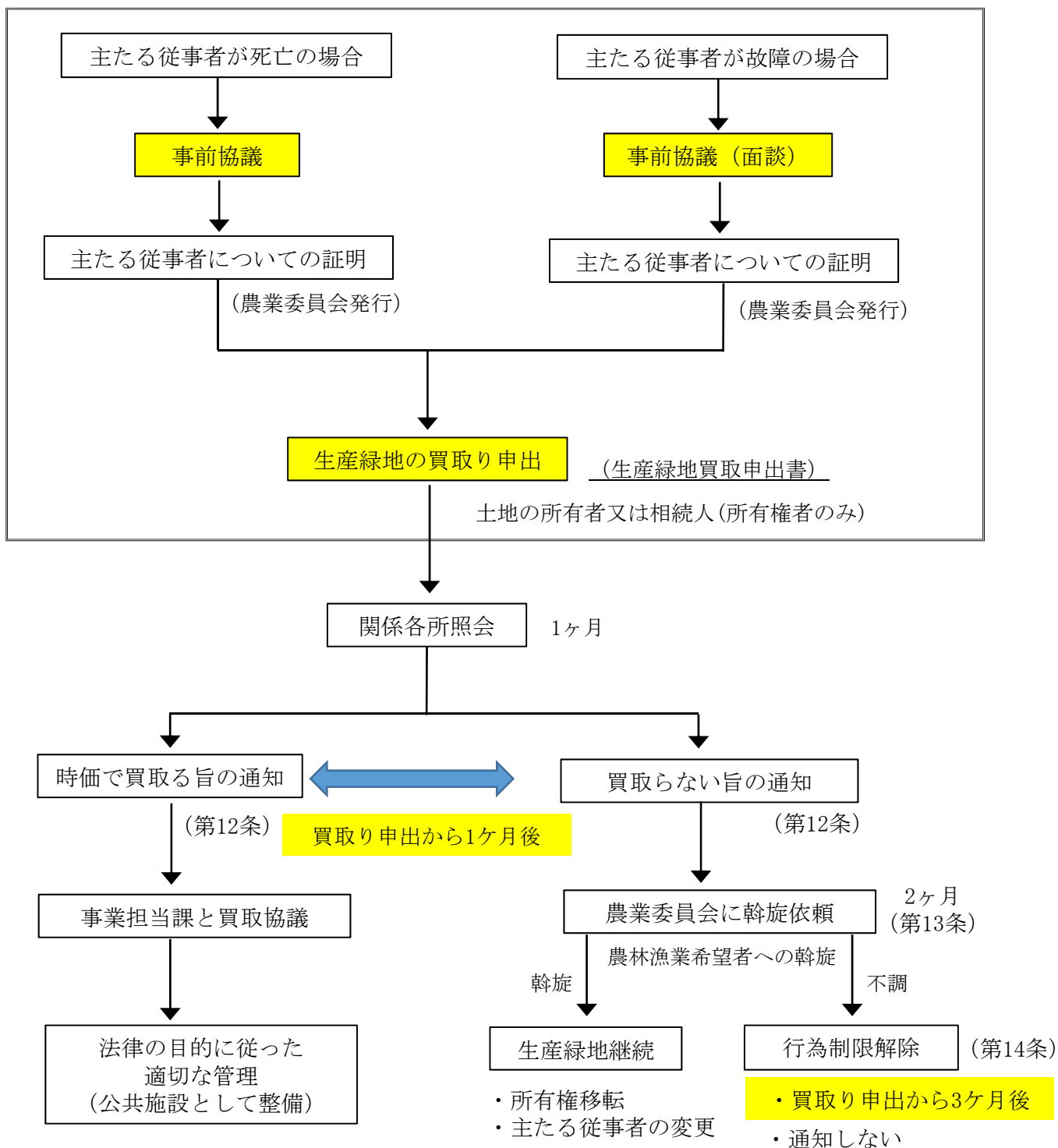
- ①生産緑地地区に指定されてから30年を経過する場合（特定生産緑地に指定されている土地を除く）



詳細については、三田市まちの再生部都市政策室都市政策課まで [TEL:079-559-5116](tel:079-559-5116)

【買取り申出ができる要件】

②農林漁業の主たる従事者が死亡または、農林漁業に従事することが不可能な故障を有する場合



詳細については、三田市まちの再生部都市政策室都市政策課まで (TEL:079-559-5116)